

教職員の就業禁止の取扱いについて（2022.6.20）

令和2年2月1日から新型コロナウイルス感染症が指定感染症に定められ、感染症と診断された教職員については、本学職員安全衛生管理規程第29条第1項第1号において「就業禁止」の措置を取ることとしております。

感染症と診断された場合及びそれ以外について、下記のとおり対象を一覧で整理しました。また、一覧の2～7においても、自覚症状の有無に関係なく「就業禁止」とします。「就業禁止」は大学に出勤することによる感染の拡大を防止する目的で決定したものであり、就業禁止の期間に該当する日は、終日大学へ来ることのないようお願いいたします。ただし、下記「5」、「6」について、午前中に陰性と判定された場合は、その日の午後から「就業禁止」を解除します。なお、この間、在宅において教育研究活動等を否定するものではありません。

記

NO	対 象	就業禁止の期間
1	感染症と診断された場合	感染症と診断された時から完治するまでの期間
2	海外からの帰国又は来日に際し、水際対策強化に係る新たな措置に基づく入国後待機期間が設定されている場合	当該入国後待機期間
3	海外から帰国又は来日した人と水際対策強化に係る新たな措置に基づく入国後待機期間内に濃厚接触があった場合	海外から帰国又は来日した人の入国後待機期間と同じ期間
4	感染症と診断された人の濃厚接触者となった場合	接触があった時から7日間 ただし保健所から7日間を超える自宅等待機期間を指示された場合は、その期間
5	感染症と診断された人と接触があり、PCR検査等を受ける場合（濃厚接触者を除く）	PCR検査等の結果が陰性と判定されるまでの期間
6	同居する者が感染症と診断された人と接触があり、PCR検査等を受ける場合	同居する者のPCR検査等の結果が陰性と判定されるまでの期間
7	発熱、咳等、風邪の症状がみられる場合	症状消失から1週間程度（個別に要相談）

【手続について】

- 1～7の対象者は、「体調不良や罹患疑いがある場合の連絡フロー」に基づき、指定する窓口につながる。
- 勤務状況等については、下記の通り手続を行うこと。

【就業管理システム導入部署】

- (1) 教職員：就業管理システムの「打刻届」の「理由区分」欄に「就業禁止」を入力し、「理由」欄に上記の理由を明記すること。

【上記以外】

(1) 職員：「始業時刻及び終業時刻の確認並びに超過勤務等管理簿」

→ 「超過勤務又は休日勤務の内容・休暇の種類及び時間」欄に「就業禁止」と記入する。この場合には、土曜日、日曜日、祝日等休日の欄にも記入する。

(2) 教員：「裁量労働従事者勤務状況等記録・報告書」

→ 「通常の勤務場所以外における勤務状況等」欄に「就業禁止」と記入する。この場合には、土曜日、日曜日、祝日等休日の欄にも記入する。

(3) 看護職員：看護管理室に連絡し、看護勤務管理システムに「就業禁止」を入力する。この場合には、土曜日、日曜日、祝日等休日の欄にも入力する。

3. 1～7の対象者は、感染症と診断された場合以外でも、嚴重に健康観察をする必要があることから、「自己健康管理票」を2週間記入すること。